

随意契約理由書

件 名	東灘処理場 最初沈殿池3池汚泥かき寄せ機補修
契約の相手方	神鋼環境メンテナンス 株式会社
根 拠 法 令	地方公営企業法第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>今回補修を行う汚泥かき寄せ機は、最初沈殿池に堆積した汚泥を集積する設備で、下水処理場における重要設備である。 本補修は最初沈殿池に設置されたフライト板の駆動伝達機構を補修するもので、汚泥かき寄せ機の重要な構成要素のひとつである。 本補修に際しては、補修後に駆動部との噛み合わせを含めた設備全般の調整を要し、製造会社の技術的なノウハウが必要である。従って、本補修は製造会社でなければ実施できない。 以上の理由により、神鋼環境メンテナンスと随意契約を行うものである。</p>	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	建設局 東水環境センター 施設課 水環境係 (電話番号 078-541-0678)